

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田布施町は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県 田布施町長

公表日

令和4年10月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、町内に居住する75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受けた方を被保険者として管理し、広域連合と協力しながら後期高齢者医療に係る被保険者資格の管理事務、賦課・徴収を行う。具体的には、 ①広域連合へ住基情報・住登外情報・所得課税情報の送付 ②広域連合より被保険者情報、住所地特例者情報を受領し、登録 ③広域連合より被保険者証発行用情報を受領し、被保険者証を交付 ④広域連合より保険料情報を受領し、期割計算、納付通知 ⑤広域連合へ期割計算結果を送付 ⑥口座振替、年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑦広域連合へ徴収結果を送付
③システムの名称	・MCWEL後期高齢者 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 59項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)83の項 (別表第二における情報照会の根拠)82の項 (平成26年内閣府・総務省令第7号における情報照会の根拠)43条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課 保険年金係、賦課徴収係
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係 ☎0820-52-5802 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課 保険年金係、賦課徴収係 ☎0820-52-5809 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	健康保険課長 中田 正美	健康保険課長 吉村 明夫	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	健康保険課長 吉村 明夫	健康保険課長	事後	様式変更における内容変更のため。
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更における項目追加のため。
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務企画課 総務係	総務課 総務係	事後	
平成31年4月28日	II-1 対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月28日	II-2 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年9月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	・MCWEL後期高齢者 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム	・MCWEL後期高齢者 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
令和2年9月28日	I-2 特定個人情報ファイル名	(1) 後期高齢者情報ファイル	後期高齢者情報ファイル	事後	
令和2年9月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	[実施する]	[実施しない]	事後	
令和2年9月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)80、83項(別表第二における情報照会の根拠)82項		事後	
令和2年9月28日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月3日 時点	事後	
令和2年9月28日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月3日 時点	事後	
令和2年9月28日	II-3 重大事故	[発生なし]	[発生あり]	事後	
令和2年9月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[○]委託しない []	[]委託しない [十分である]	事後	
令和2年9月28日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[○]提供・移転しない []	[]提供・移転しない [十分である]	事後	
令和2年9月28日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か システムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) [十分である] [十分である]	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) [] []	事後	
令和3年11月19日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	
令和3年11月19日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)83の項(別表第二における情報照会の根拠)82の項	事前	
令和3年11月19日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年8月3日 時点	令和3年7月14日 時点	事後	
令和3年11月19日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年8月3日 時点	令和3年7月14日 時点	事後	
令和3年11月19日	II-3 重大事故	[発生あり]	[発生なし]	事後	
令和3年11月19日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か システムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) [] []	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) [十分である] [十分である]	事前	
令和4年10月7日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)83の項(別表第二における情報照会の根拠)82の項(別表第二における情報照会の根拠)82の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)83の項(別表第二における情報照会の根拠)82の項(平成26年内閣府・総務省令第7号における情報照会の根拠)43条	事後	
令和4年10月7日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年7月14日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年10月7日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年7月14日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	